

「甲府市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」策定業務委託仕様書

第1章 総則

第1 業務の目的

本業務は、甲府市（以下「甲」という。）における一般廃棄物の処理・処分を適正推進するために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき令和3年3月に策定された甲府市一般廃棄物処理基本計画（以下、「現計画」という。）は令和3年度から令和12年度までの計画であり、中間目標年次である本年度に見直しを行い、令和8年度以降の甲府市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）を策定することを目的とする。

第2 業務の内容

業務の内容は次のとおりとする。

『甲府市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）策定業務』

現計画は、令和3年の改定後5年を経過し、その間、社会経済情勢の変化、法律制度の改正、行政施策の変化があることから、その点検、評価を行い、その結果を反映させることで中間見直しを行う。

生活排水処理基本計画は、廃棄物処理をめぐる今後の社会、経済情勢等を勘案した上で、生活排水の適正処理等について合理的かつ適切な施策を検討し、見直しを行う。

なお、一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）の策定は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たりの指針について」（平成2年10月8日衛環第200号）に基づき行う。

また、平成27年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」（SDGs: Sustainable Development Goals）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を計画に取り入れること。

業務の詳細については、第3章第14項～第19項を参照のこと。

第3 業務の履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

第4 対象地域

計画の対象地は甲府市とする。

第2章 一般事項

第5 関係法令の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、業務の遂行にあたり、関係法令、指針、通達等を調査熟知し、業務内容に不備のないようにしなければならない。

第6 資料等の貸与

乙は、業務の遂行にあたり、甲が保有している資料等が必要な場合は、甲に申し出て貸与を受けるものとする。乙は、業務が完了した時は速やかに甲に返却するものとする。

第7 主任技術者の選任

乙は、業務の遂行にあたり、主任技術者を選任すること。主任技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理）の資格を有し、かつ過去に地方公共団体が行う一般廃棄物処理基本計画の策定業務委託の実績を有する者を配置すること。

第8 機密保持と中立の義務

乙は、業務の遂行上、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立を保たなければならない。

第9 協議及び議事録

乙は、業務遂行にあたり必要に応じ、甲と協議を行うとともに関係諸官庁にも照会等を行い、目的達成に努めるものとする。また、乙は、協議した場合はその内容を記録し、報告するものとする。

第10 品質管理

乙は、本業務の品質を確保するために、品質管理体制を維持確立し、業務の品質向上に務めるとともにISO9001（品質管理マネジメントシステムに関する国際規格）を基準とする品質管理を行うこと。

第11 疑義

設計書、仕様書等に疑義が生じた場合は、甲乙両者協議し決定するものとするが、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

第12 成果品

乙は業務が完了した時は、次のものを成果品として甲に提出するものとする。成果品は、受託者の（ISO9001等）品質の高い製品やサービスを提供するためのマネジメントにより、誤字脱字、脱稿等がないよう校正・確認の上、提出すること。また、甲による修正には早急に応じること。

①原稿・・・・・・・・・・1部

②磁気記録媒体・・・1部

（CD-ROM又はDVD-ROMで、ウィルスチェック済のもの）

③完成品・・・・・・・・

（i）一般廃棄物処理基本計画（中間見直し） A4版 くるみ製本 50部

（ii）一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（概要版） A4版 くるみ製本 50部

(iii) 新旧対照表 3部

第13 その他

本仕様書は、業務の概要を示すものであるから、本仕様書に明記のない事項であっても必要なものについては業務として実施するものとする。

第3章 業務の詳細内容

業務の内容は次のとおりとする。

第14 一般廃棄物処理基本計画編

現行計画の目標値の達成状況や各施策の取組結果について検証・評価するとともに、実態調査を実施する。これらの結果から本市のごみ処理の現状における課題を明らかにする。ごみ処理に関する現行の施策のほか、第六次甲府市総合計画、第三次甲府市環境基本計画での施策や指標の推移予測を踏まえ、本市における将来のごみ排出状況（ごみ排出シナリオ）を想定するとともに、排出シナリオにより将来のごみ発生量を予測する。予測した将来のごみ発生量を前提に、本市のごみ処理に関する課題を踏まえ、今後のごみ処理基本方針、ごみ処理体系を検討する。

- 1) ごみ処理に関する基礎資料等の収集・整理
- 2) ごみ排出実態調査（収集段階の分析、分析結果取りまとめ）
- 3) 目標値（令和12年度まで）と実績値の検証
- 4) 施策の検証
- 5) ごみ処理基本計画（中間見直し）の策定
- 6) 新旧対照表の作成

第15 生活排水処理基本計画編

生活排水処理について現状を把握しまとめるとともに、現行計画の目標達成状況を評価し、今後に向けた課題を抽出する。また、目標達成状況を踏まえ新たな目標及び達成のための具体的な取組を検討する。強化施策（単独処理槽から合併処理層への転換促進）及び数値の変更を反映させるものとする。

- 1) 生活排水に関する基礎資料等の収集・整理
- 2) 目標値と実績値の検証
- 3) 施策の検証
- 4) 生活排水処理基本計画（中間見直し）の策定
- 5) 新旧対照表の作成

第16 廃棄物減量等推進審議会に係る業務

1) 審議会開催支援 3回程度

より効果的な廃棄物処理計画の策定を目指すため、本計画内容について検討を加える。審議会について、以下の支援を行うこととする。

1 開催回数及び内容

「甲府市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）策定」の趣旨・目的・目標、
「甲府市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（素案）」の審議、
「甲府市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（案）」の報告の計3回を想定。

2 支援内容

審議会の資料作成、審議会への出席及び検討内容や資料についての助言を行う。

第17 パブリックコメントに係る業務

1) パブリックコメント手続き支援

計画策定にあたり、パブリックコメント手続を支援するため、公開資料の作成及び準備、質問・意見のとりまとめ、回答案の作成を行う。

第18 打合せ協議

1) 打合せ協議（中間3回）

2) 関係機関協議（1機関・回）

第19 ごみ組成分析（ごみ排出）

1) 調査対象

1 家庭系の燃えるごみ、生ごみ（燃えるごみ） 試料採取、仕分け作業含む計4試料

2) 調査地区

1 集合住宅の多い地区：2地区

2 一戸建ての多い地区：2地区

3) 調査試料

1 家庭系の燃えるごみ、生ごみ（燃えるゴミ）4地区で計4試料

4) 調査日数

1 月曜、火曜、木曜、金曜のいずれか。

2 1日2試料の調査を行うとし、調査日数は2日間とする。

5) 調査量（サンプル重量）

1 1地区、1試料あたり以下のとおりとする。

①燃えるごみ：試料100kg程度、四分法により20～30kg程度を調査する。

②生ごみ：試料は燃えるごみ150～200kg程度、その中の生ごみ全量（50kg程度と想定）を調査する。

（環境省の「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」では、生ごみ100～150kg程度の調査を目安とするので、今回は4試料あわせて

生ごみ 100~150kg 以上を調査する)

6) 分類

燃えるごみ	① 紙類	②布類	③容器包装プラスチック
	④ペットボトル	⑤製品プラスチック	⑥小型家電
	⑦厨芥類 (生ごみ)	⑧靴	⑨指定ごみ袋
	⑩木・竹・ワラ類	⑪不燃物	⑫その他
生ごみ	① 調理くず	② 直接廃棄 (手つかず)	
	③ 直接廃棄 (50%以上の原型を残すもの)		
	④ 直接廃棄 (50%未満の原型を残すもの)		
	⑤ 食べ残し	⑥ その他	